

○委員長(山下春江君) ただいまより文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。去る五月十四日、久保勘一君、二木謙吾君及び中野文門君が辞任され、その補欠として田中茂樹君、津島壽一君及び青木一男君がそれぞれ選任されました。

○委員長(山下春江君) 理事補欠互選についておはかりいたします。

去る五月十四日、理事久保勘一君が一たん委員を辞任され、これに伴い、理事に欠員が生じたので、その補欠互選を行ないたいと存じます。互選は、投票の方法によらないで委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下春江君) 御異議ないものと認め、理事に久保勘一君を指名いたします。

○委員長(山下春江君) これより請願の審査に入ります。

第三号、学校警備員配置に関する請願は五百八件を一括議題といたします。

〔午後零時三十分速記中止〕

〔午後零時四十分速記開始〕

○委員長(山下春江君) 速記を起していただきます。

それではただいまの御審査の結果、採択することとなりました請願の件名確認のために、専門員よりこれを報告させます。渡辺専門員。

○専門員(渡辺猛君) 教育予算関係では2の私立学校に対する一般公費助成の大幅増額及び補助制度確立に関する請願と3の公立小中学校の建築基準準拠引上げ等に関する請願でございます。それから一番最後の11、青少年健全育成予算に関する請願。

それから教職員制度と定員増に関するもので

は、7の「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願と8の宮崎県立高等学校のすしめ教室解消に関する請願、それからの10養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願、11の学校図書制度の法制化及び学校図書館法附則第二項削除等に関する請願でございます。

それから(3)の学校設置等に関する件でございますが、この中では、4の北海道大学歯学部設置に関する請願、5の愛媛大学の学部改組及び拡充に関する請願、6の愛媛大学工学部及び農学部の大学院設置に関する請願、採択でございます。

それから書道教育振興に関するものでは、1の小、中学校における書写、書道教育振興等に関する請願、2の毛筆習字を独立教科目として強化する請願、3の義務教育における習字教育振興に関する請願、4の義務教育における習字教育の振興に関する請願、全部でございます。

それから祝日関係は全部保留。

それから祝日関係は全部保留。

それからその他のところでは、1、2、これが保留。3の国立近代美術館の移転・新築に関する請願、4の「学童急増特殊地域に対する公立文教施設整備特別措置法」制定に関する請願、5の義務教育学校の管理下における児童生徒の学業災害補償に関する請願、6の戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願、7の札幌市に国立競技場のスキー及びスケート施設設置に関する請願、これがすべて採択でございます。

以上でございます。

○委員長(山下春江君) ただいま専門員より報告のありました七十七件の請願は、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下春江君) 御異議ないものと認めます。

なお、報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下春江君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山下春江君) 継続調査要求についておはかりいたします。

教育文化及び学術に関する調査につきまして、閉会中もなお調査を継続することとし、本院規則第五十三条により、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下春江君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成及び提出の時期等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下春江君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後零時四十八分休憩

午後五時十分開会

○委員長(山下春江君) これより文教委員会を再開いたします。

委員の異動について報告いたします。本日、野本吉君、田中茂樹君が委員を辞任され、その補欠として丸茂重貞君、亀井光君が選任されました。

○委員長(山下春江君) 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続きこれより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。なお、政府側より押谷文部政務次官、西田文部大臣官房長、齋藤管理局長が出席いたしております。

○小林武君 お尋ねいたしますが、この間から数の問題、これはたいへん問題にしているのですが、

短期給付に対する付加給付については、公立学校教職員の共済組合のように恒常的な付加給付は設けていないというのが、やはりこの数の問題ではないかと思うのですが、これはどうですか。

○政府委員(齋藤正君) 公立学校共済につきましては、付加給付として法定給付の上に若干金額の薄い、あるいはその種類をいたしまして結婚手当金を設けているというのがございまして、現状の私学共済については法定の給付額でございますが、付加給付額はございません。その原因についてはお尋ねでございますが、やはり短期の経理の運用としてそこまで行き得ない。その原因が、数あるいは組合員の給与というよりなもの、いろいろな原因がございまして、御指摘のように、数が多くて、高い組合員が多くあればそれだけ運用が容易だということはあると思います。

○小林武君 そうすると、何とかするということね、対策を。私学のためにしてやるということになると、どうなんですか、国庫の補助なんということがここに考慮されませんか。

○政府委員(齋藤正君) 一つは組合員を、先般来お尋ねのように、比較的大きな大学、組合員の数も多いし、給与も水準をえておるような方が相互扶助というよりな観点でできるだけ加わっていただくというところは一つあると思いますが、なお現状のままにおきまして短期給付の關係におきまして、特にこれは私学共済だけではございせんが、医療給付の問題は、いろいろ現在におきまして今後におきまして、経理の点でいろいろ支出増の要素を持つておるわけでございまして、そこで、実は四十年年度の予算の編成の際に、私どもとしては、私学共済については特殊な事情がある。いわば政管健保に類するような非常に弱小の組合をかかえているという要素があるんだから、短期についても従来、現在まで、共済に関するものは短期についての補助金がないけれども、政管健保に準じまして、弱小の健康保険組合に対しては、この赤字の三分の一程度を、恒久的な制度でなくて、厚生省で臨時に出しておる考え方があるので、私ども

もとしてはその点を実現してもらいたい、恒久的なことでもなくともいいから赤字解消のために臨時にやっていたらいいというので八千万程度の予算を要求いたしました。しかし、これはずいぶん上のほうまでの折衝に残りましたけれども、まあ他の共済との関連等がありまして前年度実現いたしませんでした。でございまして、一面、組合自体の拡充とともに、私どもとしては私学共済の特殊な事情等を考慮して、何とか医療給付の赤字というものを、その国庫の補助の要素を入れることによって赤字の解消に役立たせたいという気持ちを持っておるわけでございます。

○小林武君 文部省でもたいへんその点いろいろ心配して、付加給付について何らかの対策を立てようとしている努力がいま説明されましたが、ぜひそうしていただきたい。今年度はうまくなかったけれども、四十一年度の予算の編成の際には、ひとつこの点はやはり考慮してやらないという、やつぱり私学共済というものは国公立の学校の教職員共済組合と同等というところまではなかなかほど遠いので、その点で御努力いただきたい。なお、人数をふやすこととありますが、私学共済加入促進協議会というものが、会長が大浜さんである。この根幹をなしているのは私立大学連盟という適用除外校の大部分が加盟をしているというものであれば、私はやはりここらでもうそろそろはつきりした態度を出すべきだと思ふのですが、これはどうなんですか。大体の見通しとして、この協議会の結成によって近々のうちに適用除外校というふうなものがないかというふうなことになる見通しがありますか。

○政府委員(齋藤正君) 実はこの促進協議会が設けられました、ちょうど一年前に、前国会に適用除外校を加える措置と、それから今回御提案いたしました給付水準を引き上げるといふことを合わせて文部省としては提案いたしましたのであります。そこで、私学の関係の方々もいろいろ御努力を願いましたが、まだ、先般申し上げましたように、現に職員が受けております給付の内容、

学内年金、厚生年金あるいは健保の負担率等の掛け金の負担区分の相違等、いろいろな要素がありまして熟さないで今日まで至っているわけでございします。で、今回は、いまその問題をあわせて解決しようとする、本年度の予算でせつかつくというまじした給付の改善ということも長びくというようないことがございまして、現在の段階で切り離して御提案したようなわけでございします。いまの適用除外校の問題は私学だけでなくて、この法案を出しますにつきましても、社会保険制度審議会に諮問いたしました際にも、これを促進する方途はないかということが主として御意見にあったような次第でございまして、私どもも今後でもできるだけの御協力を得て私学の団体その他にも話をし、ぜひこれが実現するような方向に進みたい、かように考えておるわけであります。

○小林武君 ひとつその線で大いに努力をしていただきたかと思ふのです。私学共済法の制定の経緯その他から考えまして、これはもう当局の人たちが率直に言っているように、制定のときの経緯から生まれた結果として、いわば急造のバラック建てるようなものだという考え方を当事者は持っている。われわれもやはり検討してみたい、やはり立ちあがっていると思ふ。衆議院でいろいろ議論になりましたが、農林の関係のものとは私学がとにかく一番立ちあがっているのではないかという議論がされておった、そういう点では根本的な改革をやはり要求していると思ふのです。この点について今度の改正が一步前進していることは私は認める。一步前進していることは認めるけれども、やはり私学共済の関係者がとにかく根本的な百年の大計を構立しなければならぬというところで、私立学校教職員共済組合法の改正委員会といふものをつくった。その委員会の構成等についても、ずいぶんいろいろな配慮を、そうしてこの際りっぱなものをつくろうという意図がここにあられておりますが、そこから出ておりますところのいろいろな要望というものは私は尽くされていいると思ふのです、この点については、これ

をどう一体それぞれの関係方面で満たしているかというところにかかっていると思ふのですが、その中で私が非常にふしぎに感ずるのは、国家公務員共済組合法の準用条文を改めて、私立学校の実態に即した全文条文化をするという希望、これを行なわないという回答を出してある、この点はどういう理由なのか、納得いかないのです。これをやると金がかかるといふことなのか、どういう理由なんですか。

○政府委員(齋藤正君) これはいま形式と実態と二つあると思ふのでございします。私学共済につきましてもその実態として独特の制度をとり得るならば、この国家公務員の共済組合法の準用という形式をとるよりは全文を改正するほうがいいということになりますけれども、現状ではやはり御指摘のように、農林漁業団体職員の共済と私学共済、これだけが公務員共済と別に存する共済制度でございしますが、しかし、この両者ともなお現在におきましては、国家公務員共済という横並びの段階で、いろいろな制度の仕組み、あるいは改正等が横並びに動くという現状でございします。で、形式論として全文の改正をするという必要は必ずしもないんじゃないか。ただ、その内容についてさらに独特のものを手がけられるようになる段階におきましては、形式も全文をそういう独自の条文にするという必要が起ってくると思ふのであります。今回の改正におきましては、これは現在の一種の法形式としての準用をとって足りるのではないかと思ひまして全文の条文化をいたさなかったわけでございします。

○小林武君 わかったようなわからないようなお話をすけれども、しかし、これはあれでしょう、その前の法改正の委員会ですね、委員会に第一番目に出たから必ずしも重要だとは思ひませんけれども、いわゆる全文条文化のことをとにかく要求したというところは、やはりそれには相当の理由がある。それを一体行なわないというところについては、いままではなかなか説明し尽くされない。もちろん私は形式的なことよりかは実質的な面で満たされればいいんじゃないかというお話もわからないわけじゃありませんけれども、こういう点はひとつ――私はすなわち、私学共済の根本問題を検討するには相当時間もかけておるし、なかなか努力をしておると思ふのですよ。とにかく委員を集めて、そうして答申に至るまでの間に相当の回数をかけて問題を検討して出てきたものですから、私は相当の理由がある、こう考えますので、この点についてはひとつやはり検討されてしかるべきで、単なる形式論でまだいいんじゃないかというふうな話でなくやっていただきたいということを希望しておきます。

それからこの前もお尋ねいたしましたのですが、国立学校やあるいは公立学校の教職員の共済制度と不均衡になっておるところはどこかというふうな質問をしたのですが、今度は私学共済のほうでも四点ほどあげておる中で、三点は、とにかく退職年金の最高限度支給率の問題についても、あるいは平均標準給与の算出基礎についても、あるいは福征厚生事業の範囲というものを公立教職員の共済制度と同率にするというふうな要望についても、これは満たされておる。これはたいへん私はけっこうだと思ふのです。その中で私立学校の在職年数の通算について、引き続かない在職年数について通算の対象とするという、こういう点はどうなんですか、これはもうすでにいままで認められているわけではあります。

○政府委員(齋藤正君) この私立学校共済の制度が二十九年に発足いたしました以前の関係につきましても、大体三つのものがあるわけでございします。一つは、大正時代からございました財団法人の私学恩給財団の加入職員であった期間、これをどうするかということとございしますが、これはこの加入期間を組合員であった期間として通算することとしておりますし、それによって生ずる整理資源につきましては、やはり私学振興会等の助成の措置があるわけでございします。もう一つは、厚生年金保険の被保険者であった期間、これにつきましては、組合の成立と同時に組合員となったも

のつきましては、その期間を組合員の期間として通算をいたしております。

それからいま申しました一の恩給財団ないしは厚年の適用を受けていなかった教職員期間につきましては、昭和二十九年一月一日から昭和三十一年一月一日以後まで引き続き組合員でございまして、組合員期間が二十年未満で退職した者については、一定の年齢に応じまして一定の組合員期間を有する場合に限りまして、組合員期間とそれから私立学校の教職員であった期間とを合算して、そうして二十年をこえます場合には年金を支給するといふことをいたしておるわけでございします。

○小林武君 この点について、通算の対象とするといふことについてはどうなんでしょうか、結論的に。

○政府委員(齋藤正君) いま申しましたのは、三種類の条件のあるものについてだけの通算の規定がございします。また、各種公的年金制度の相互の渡りにつきましては、これは厚年も共済も含めまして通算年金通則法によりまして所要の措置が講ぜられるわけでございしますけれども、いま申し上げました三つの条件に該当しないものの教職員の期間といふものを、さらにこの私学共済制度で通算をして救うかどうかという問題でございしますが、この問題につきましては、組合員並びに法人の掛け金率にどういふ影響を及ぼすか等のごもございします。今後、過去におきます私学教職員の経歴等を十分実態を把握した上で検討してまいりたいと存じます。

○小林武君 いまの点について、これは国公立の共済制度ではどういふことになっていいますか。

○政府委員(齋藤正君) 国公立の共済も私学共済も、要するに公的年金制度を相互に渡ります場合は、通則法によって処理されているわけでございします。

○小林武君 この場合は通算の対象になっているので、国公立の学校は。

○政府委員(齋藤正君) さようでございします。

○小林武君 やっぱりその点、共済制度が同じ学校の教員でも不均衡であるという事実はこれはあるわけですから、いろいろそういう通算をやれば金はどうなるかというような問題も出てくるわけですね。そうすると、金がどうなるかというところになると私学といふものはなかなかむずかしいといふこともわかります。それは学校法人と組合員との間に一体どういふあれがあるかと何となくいふような問題がありますから、理解はできま

すけれども、私はまあそういう問題は問題として、このことはやっぱり早急に解決しなければならぬ事項だと思ひますので、この点についても、これをひとつ入れるといふと、だいたい国公立教職員との共済制度の不均衡といふものが是正されるというふうなこともいえると思ひますが、一段のやはり努力を文部省あたりがされて、さらに学校経営をやっている方々にも理解をいただくといふことにしていただきたいといふことを要望いたします。

それから、こういう希望が出ています。私立学校並びに私立学校教育の振興に関する諸団体の職員組合加入といふのを認めるかどうかという問題があるんですが、この点は特段に何か不便はありますか。これは認めていないらしいんですが、何かこれは不便でございしますか。

○政府委員(齋藤正君) これは一種の任意団体でございします。社会的な地位が重要であるとかないとかというものは別に、法律上の地位としては任意の組織が多いわけでございしますから、この種のものを共済でかかえるといふこともなかなかいたしておりません。共済組合自体の職員は、たとえば公立共済の職員は公立学校の先生と同じように年金を適用するといふようなことはございしますけれども、例を申し上げます、学校長会とか、それから教育長協議会とかという専任職員の問題とかや似た問題でございします。ただ、それがちろん団体の地位そのものを議論するわけでござい

ませんけれども、形としてはそういうことでございします。現在ではなかなかむずかしい問題でございしますけれども、この問題につきましても、いろいろ検討いたしたいと存じます。

○小林武君 これは私立学校学校法人の設置する幼稚園、私立学校以外の学校法人の設置する幼稚園、この幼稚園の教職員といふのは、これはどうなんですか。加入を許しているんですか、許してないんですか。

○政府委員(齋藤正君) 強制加入のたてまえでございします。

○小林武君 長期給付の国庫補助率を百分の二十に引き上げる問題でございしますね。これはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(齋藤正君) この問題につきましては、まあやはり現行が昭和三十年の四月一日で百分の十から百分の十五に改正されたわけでございします。共済の立場、あるいは私学の教育の振興という立場からみれば、やはり国庫補助の率が増すことが法人並びに組合員の負担を軽減することになりますし、逆からいえば、軽減の内容を充実したことになるので、望ましいことだといふふうに考えております。

○小林武君 望ましいことだといふような御意見でありますから、これについてはある程度の期待を持てる考えのわけであります。やはりこの点については、ひとつ今度の場合、十分にお考えを願いたい、こう思ふのであります。

それから標準給与の月額が今度は引き上げられた。そこで当然起こってくる問題でありますけれども、先ほど申したように、私立学校の教職員の給与の問題であります。きわめて低い、この点では衆議院でもすでに議論されておりますから、あまり詳しく申し上げませんが、この点でどうな

んですか、標準給与の月額に達しないような組合員について、掛け金上の考慮が払われないものなのかどうか、この点についてはいかがですか。

○政府委員(齋藤正君) 私たちもこの改正案を考へます場合に、標準給与の引き上げということが組合員にとりましてどういふ利益、不利益が起るかといふことが一つの問題点であったわけでございします。これは一面、掛け金の面から申しますれば、とにかく標準給与以下の者につきましては

非常に負担が増すといふことがございします。一面から、給付という面からみれば、標準給与以上

の、かりに年金にいたしましても、短期の者につきましては、その標準給与を基礎とするような給付につきましては、自分の俸給より多いものを基礎にしておられる、こういう利点があるわけでございします。ただ、負担の面を考えると、昭和三十一年、三十七年、今回というように、数回にわたりました改正をいたしました。そのときの、三十二年におきましては、最低に達しない組合員が四・五%ございしました。それから三十七年のときに一二・五%ございしました。現在、今回の改正につきましては約一割でございしますが、これは、そういう言い方をすることは語弊がござい

ますけれども、共済の標準給与を引き上げることが、間接的には給与の引き上げに役立つといふことは言ひ過ぎでございしますけれども、そういう一面もあることは、この三十二年の改正以来の給与の実態をみますとあるわけでございします。たとえば標準給与一万円以下の者の変遷をみますと、三十七年から三十九年の間に一万人該当者が減じているといふような実態もございします。それはもちろんこの差額を使用者負担にするという御要望がありまして、それをやれば組合員にとっては一番

いいわけでございしますけれども、逆にいえば、法人がその分をよけに負担をする、そういうことになりまして、また標準給与の切り上げによりましてなり、あるいは最低保障の切り上げというふうなことに伴ひまして、他の共済制度、あるいは厚生年金、あるいは健康保険というふうなものにおきましても、まあそういう制度をなかなかとり得ないといふことでございします。これは他の制度の横並びといふこともございします。そこ

までは考えないで、むしろこういふことを契機とし、さらに私学の助成といふものを拡充していくことによりまして組合員自体の給与の引き上げといふことを期待したいといふ、かように考えているわけでございします。

○小林武君 確かにいまの御答弁の中には給与の

引き上げに作用するということも、これも考えられないことではないと思ふんです。文部省の中にはやっぱりそういう考え方があるというところは、一面また少なくともそういう指導の意図があるということになりますから、ぼくは、まあ必ずその面では何らかの作用は起こると思ふ。またそうさせないかぬと思ふんです。ただぼくはかつて教員の賃金をいろいろやりましたときに取り上げてみましたときに、幼稚園の教員、特に私立の幼稚園の教員の給与というのは、これはもうちょっと話にならぬという感じがしておつたんですよ。ですから、いわゆる標準給与額に達しない者というのは相当あるんじゃないか、まあ組合員総数の一〇%ぐらいじゃないかというように思ふんですけれども、ぼくの感じではもっと多いような気がするんです。ただし、これは確実に数をとらえたわけじゃありませんから、一〇%とこれを受け取つても、これは相当負担がやはりかかるということになります。大いにやはりこの点は給与の引き上げの問題も考慮する必要がありますけれども、その点の配慮というのはやっぱり必要じゃないか、こう思ふんです。もう一つは、やはりこの点も衆議院で非常に問題になっておりましたが、女子の比率が五割ぐらい、全体で、これらの人たちが結局早くやめる人が多いわけですから、その場合にはまあ掛け金のほうで損をするというような事態も起こってくることを考えますと、退職一時金の割り増しの支給というようになことをやっぱり考えると、掛け金に対するたとえは配慮がなされないとかというように考えられるわけですね。例をとれば厚生年金の配慮というようにあるわけですが、これがあから当然議論するんですよ。厚生年金ではこうしているんじゃないか、おれのはどうなんだというように意見も出るだろうし、ぼくらのようなものから見れば、なるほどな。そこの関係はどうか調整するんだとか、どう有利に一体してやることのできるのかというように問題になる

わけですが、この点はあれですか、もう何といひますか、検討の余地がないということではなくて、検討しているんじゃないかな、どうですか。

○政府委員(斎藤正吉) ただいま御指摘ございましたように、私学共済は発足間もないことでございますので、年金受給者の発生よりは一時金の支給という件数がまあ多いか多い。その中でまあ大ざっぱにいいますと男女の比率は七、三ぐらいで、女の六・五ぐらいでございますが、女の方が一時金をもらつて退職されるということが非常に多いというところは御指摘のとおりでございます。これは厚年のように一種、二種というふうな区分をやつたらどうかということでございますけれども、これはなかなか共済制度としては踏み切れない問題でございます。何と申しましても共済制度、私学共済のみならず、やはり長くつとめたほうが比較的に、できるだけ安い掛け金で老後の年金で保障されるということが主になりがちでございます。ですから、この掛け金率、財源率等の計算におきまして、大体各共済同じような一時金の発生率あるいは年金の発生率等を見て計算をいたすわけでございます。そのバランスを破つてこの現状のとおりいろいろなことは救済するということになりますと、また掛け金負担の問題が生ずるというふうなことがございます。しかし一面、まあ短期のいろいろな給付の改善とか、あるいは先ほどお話ししましたように付加給付の面だとか、こういう問題はあるいは年金だけでなくて多角的に考えてみる、あるいは一歩、もう少し出しまして、共済制度以外でそのいろいろの教職員の福祉というふうなことを考えてまいりますれば、いろいろな面で検討していくべき問題だと思ひまして、やはり女子の若い方が掛け捨てとまではいきませんが、けれども、年金受給者に比べては、かりにかけてみれば不利な条件でやめていくという実態をよく見ながら今後検討してまいらなければならぬと思ひます。

○小林武君 まあ、私もこの点についてやっぱりそういう配慮をうんとしなければならぬというふうなことを一面強調すると共に、反面逆なことを考えれば、それだからといって女は特殊扱いにされちゃって、女は幾つになつたらやめちゃえとか、それから待遇その他のいろいろなあれが平等でない、こういうようなことが行なわれるのであつては、これはちょっと時代に逆行ですから、もうそういうことに利用されるようなことではちよつとやつぱり困るというふうな気持ちもあります。これは率直に言つて、原則としては男女平等のたてまえでいかなければなりませんから、本来あまり心配することではないと思ふけれども、私学の場合には、やはり一がいになつてと教員だけを対象にしたあれでありますから考慮しなければならぬと思ひますので、まあその他ほかの年金の問題もありまして、十分その間のことを比較されまして、十分やっぱり考慮されたいと思ふんです。ここだけはどうも何かそういう面であつて悪いということになると問題だと思ひますので、この点についてはひとつ要望しておきます。それから国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、公共企業体も厚生年金の改正案の既裁定年金の引き上げが今後提案されているわけでしょう。これは私立学校の場合はどういうことになりますか。

○政府委員(斎藤正吉) 財政的に申しますれば、要するに雇用者が公務員共済と違ひまして学校法人であります。これは農林漁業と同様でございますが、あるいは農林漁業に比較して、さらに民間としての、自分でまかなつていくという性質が強い。その負担増という問題もございまして、それからもう一つは、恩給とか、あるいは公務員共済の改訂というものは、まあ技術的な面から見て、このベースで何によつてという関係が非常につきりするわけでございますけれども、そのつかまへ方が、いまのようにいろいろなものを背負つてきている相互の関係というもので、どこをどこをベースにしてどう改正すべきだというふうなことも一つの問題点ではあると思ひます。この給与の体系とか、その変遷の状況とかが公務員ほど一律にこういふわけではございませぬので、そういう問題も技術的にはあつたと思ひますが、一番大きな点は、共済がその既裁定者のベースアップをそのまゝの形でかかえることによりまして負担増という問題がやはり大きな問題だらうと思ひます。

○委員長(山下春江君) この際、委員の異動について報告いたします。本日、柏原ヤス君が委員を辞任され、その補欠として北條尚八君が選任されました。

うなことを一面強調すると共に、反面逆なことを考えれば、それだからといって女は特殊扱いにされちゃって、女は幾つになつたらやめちゃえとか、それから待遇その他のいろいろなあれが平等でない、こういうようなことが行なわれるのであつては、これはちょっと時代に逆行ですから、もうそういうことに利用されるようなことではちよつとやつぱり困るというふうな気持ちもあります。これは率直に言つて、原則としては男女平等のたてまえでいかなければなりませんから、本来あまり心配することではないと思ふけれども、私学の場合には、やはり一がいになつてと教員だけを対象にしたあれでありますから考慮しなければならぬと思ひますので、まあその他ほかの年金の問題もありまして、十分その間のことを比較されまして、十分やっぱり考慮されたいと思ふんです。ここだけはどうも何かそういう面であつて悪いということになると問題だと思ひますので、この点についてはひとつ要望しておきます。それから国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、公共企業体も厚生年金の改正案の既裁定年金の引き上げが今後提案されているわけでしょう。これは私立学校の場合はどういうことになりますか。

○政府委員(斎藤正吉) ただいまお話しになりましたように、国家公務員の共済、公立の地方職員の共済組合、公立学校を含みまして、あるいは恩給というものが三十五年から三十六年の二万四千円ベースの点でのベースの改訂をするということだと思ひますが、私学の場合には既裁定者年金というものが非常に複雑でございます。と申しますのは、二十九年に発足いたしました。それじゃおおよそ私学関係者について既裁定年金の改訂ということが行なわれなかつたかと申しますと、これは旧私学恩給財団の既裁定者につきましては、三十年あるいは三十七年の改訂というものが行なわれておるわけでございます。で、これからさらに既裁定者年金と申しますと、この恩給財団を引き継いだもの、あるいは先ほど御指摘になりましたような各種の経歴を引いたもので、現在私学共済に入つて

おりますものの現在までの既裁定者の改訂という問題があるわけでありまして、しかし、この関係がまあ十分に検討する時間がない、率直に申しまして、それから発足間もないことでございまして、このことはひとつ給付水準がこの辺で今後の退職者につきまして公務員と同列になつたことを機会といたしまして、今後検討してまいりたいと思ひます。

○小林武君 これは結局あれですか、一番の問題点といえば、負担の問題が一番大きいわけですか。追加費用に關する負担の問題、これがやはり問題ですか。

○政府委員(斎藤正吉) 財政的に申しますれば、要するに雇用者が公務員共済と違ひまして学校法人であります。これは農林漁業と同様でございますが、あるいは農林漁業に比較して、さらに民間としての、自分でまかなつていくという性質が強い。その負担増という問題もございまして、それからもう一つは、恩給とか、あるいは公務員共済の改訂というものは、まあ技術的な面から見て、このベースで何によつてという関係が非常につきりするわけでございますけれども、そのつかまへ方が、いまのようにいろいろなものを背負つてきている相互の関係というもので、どこをどこをベースにしてどう改正すべきだというふうなことも一つの問題点ではあると思ひます。この給与の体系とか、その変遷の状況とかが公務員ほど一律にこういふわけではございませぬので、そういう問題も技術的にはあつたと思ひますが、一番大きな点は、共済がその既裁定者のベースアップをそのまゝの形でかかえることによりまして負担増という問題がやはり大きな問題だらうと思ひます。

○委員長(山下春江君) この際、委員の異動について報告いたします。本日、柏原ヤス君が委員を辞任され、その補欠として北條尚八君が選任されました。

○政府委員(斎藤正吉) 財政的に申しますれば、要するに雇用者が公務員共済と違ひまして学校法人であります。これは農林漁業と同様でございますが、あるいは農林漁業に比較して、さらに民間としての、自分でまかなつていくという性質が強い。その負担増という問題もございまして、それからもう一つは、恩給とか、あるいは公務員共済の改訂というものは、まあ技術的な面から見て、このベースで何によつてという関係が非常につきりするわけでございますけれども、そのつかまへ方が、いまのようにいろいろなものを背負つてきている相互の関係というもので、どこをどこをベースにしてどう改正すべきだというふうなことも一つの問題点ではあると思ひます。この給与の体系とか、その変遷の状況とかが公務員ほど一律にこういふわけではございませぬので、そういう問題も技術的にはあつたと思ひますが、一番大きな点は、共済がその既裁定者のベースアップをそのまゝの形でかかえることによりまして負担増という問題がやはり大きな問題だらうと思ひます。

○委員長(山下春江君) この際、委員の異動について報告いたします。本日、柏原ヤス君が委員を辞任され、その補欠として北條尚八君が選任されました。

○政府委員(斎藤正吉) 財政的に申しますれば、要するに雇用者が公務員共済と違ひまして学校法人であります。これは農林漁業と同様でございますが、あるいは農林漁業に比較して、さらに民間としての、自分でまかなつていくという性質が強い。その負担増という問題もございまして、それからもう一つは、恩給とか、あるいは公務員共済の改訂というものは、まあ技術的な面から見て、このベースで何によつてという関係が非常につきりするわけでございますけれども、そのつかまへ方が、いまのようにいろいろなものを背負つてきている相互の関係というもので、どこをどこをベースにしてどう改正すべきだというふうなことも一つの問題点ではあると思ひます。この給与の体系とか、その変遷の状況とかが公務員ほど一律にこういふわけではございませぬので、そういう問題も技術的にはあつたと思ひますが、一番大きな点は、共済がその既裁定者のベースアップをそのまゝの形でかかえることによりまして負担増という問題がやはり大きな問題だらうと思ひます。

○政府委員(斎藤正吉) 財政的に申しますれば、要するに雇用者が公務員共済と違ひまして学校法人であります。これは農林漁業と同様でございますが、あるいは農林漁業に比較して、さらに民間としての、自分でまかなつていくという性質が強い。その負担増という問題もございまして、それからもう一つは、恩給とか、あるいは公務員共済の改訂というものは、まあ技術的な面から見て、このベースで何によつてという関係が非常につきりするわけでございますけれども、そのつかまへ方が、いまのようにいろいろなものを背負つてきている相互の関係というもので、どこをどこをベースにしてどう改正すべきだというふうなことも一つの問題点ではあると思ひます。この給与の体系とか、その変遷の状況とかが公務員ほど一律にこういふわけではございませぬので、そういう問題も技術的にはあつたと思ひますが、一番大きな点は、共済がその既裁定者のベースアップをそのまゝの形でかかえることによりまして負担増という問題がやはり大きな問題だらうと思ひます。

○政府委員(斎藤正吉) 財政的に申しますれば、要するに雇用者が公務員共済と違ひまして学校法人であります。これは農林漁業と同様でございますが、あるいは農林漁業に比較して、さらに民間としての、自分でまかなつていくという性質が強い。その負担増という問題もございまして、それからもう一つは、恩給とか、あるいは公務員共済の改訂というものは、まあ技術的な面から見て、このベースで何によつてという関係が非常につきりするわけでございますけれども、そのつかまへ方が、いまのようにいろいろなものを背負つてきている相互の関係というもので、どこをどこをベースにしてどう改正すべきだというふうなことも一つの問題点ではあると思ひます。この給与の体系とか、その変遷の状況とかが公務員ほど一律にこういふわけではございませぬので、そういう問題も技術的にはあつたと思ひますが、一番大きな点は、共済がその既裁定者のベースアップをそのまゝの形でかかえることによりまして負担増という問題がやはり大きな問題だらうと思ひます。

○委員長(山下春江君) この際、委員の異動について報告いたします。本日、柏原ヤス君が委員を辞任され、その補欠として北條尚八君が選任されました。

○政府委員(斎藤正吉) 財政的に申しますれば、要するに雇用者が公務員共済と違ひまして学校法人であります。これは農林漁業と同様でございますが、あるいは農林漁業に比較して、さらに民間としての、自分でまかなつていくという性質が強い。その負担増という問題もございまして、それからもう一つは、恩給とか、あるいは公務員共済の改訂というものは、まあ技術的な面から見て、このベースで何によつてという関係が非常につきりするわけでございますけれども、そのつかまへ方が、いまのようにいろいろなものを背負つてきている相互の関係というもので、どこをどこをベースにしてどう改正すべきだというふうなことも一つの問題点ではあると思ひます。この給与の体系とか、その変遷の状況とかが公務員ほど一律にこういふわけではございませぬので、そういう問題も技術的にはあつたと思ひますが、一番大きな点は、共済がその既裁定者のベースアップをそのまゝの形でかかえることによりまして負担増という問題がやはり大きな問題だらうと思ひます。

○政府委員(斎藤正吉) 財政的に申しますれば、要するに雇用者が公務員共済と違ひまして学校法人であります。これは農林漁業と同様でございますが、あるいは農林漁業に比較して、さらに民間としての、自分でまかなつていくという性質が強い。その負担増という問題もございまして、それからもう一つは、恩給とか、あるいは公務員共済の改訂というものは、まあ技術的な面から見て、このベースで何によつてという関係が非常につきりするわけでございますけれども、そのつかまへ方が、いまのようにいろいろなものを背負つてきている相互の関係というもので、どこをどこをベースにしてどう改正すべきだというふうなことも一つの問題点ではあると思ひます。この給与の体系とか、その変遷の状況とかが公務員ほど一律にこういふわけではございませぬので、そういう問題も技術的にはあつたと思ひますが、一番大きな点は、共済がその既裁定者のベースアップをそのまゝの形でかかえることによりまして負担増という問題がやはり大きな問題だらうと思ひます。

○政府委員(斎藤正吉) 財政的に申しますれば、要するに雇用者が公務員共済と違ひまして学校法人であります。これは農林漁業と同様でございますが、あるいは農林漁業に比較して、さらに民間としての、自分でまかなつていくという性質が強い。その負担増という問題もございまして、それからもう一つは、恩給とか、あるいは公務員共済の改訂というものは、まあ技術的な面から見て、このベースで何によつてという関係が非常につきりするわけでございますけれども、そのつかまへ方が、いまのようにいろいろなものを背負つてきている相互の関係というもので、どこをどこをベースにしてどう改正すべきだというふうなことも一つの問題点ではあると思ひます。この給与の体系とか、その変遷の状況とかが公務員ほど一律にこういふわけではございませぬので、そういう問題も技術的にはあつたと思ひますが、一番大きな点は、共済がその既裁定者のベースアップをそのまゝの形でかかえることによりまして負担増という問題がやはり大きな問題だらうと思ひます。

○委員長(山下春江君) この際、委員の異動について報告いたします。本日、柏原ヤス君が委員を辞任され、その補欠として北條尚八君が選任されました。

○小林武君 やはりこの既裁定の問題についてはいろいろ問題点があると思ひます。それで、私はいろいろ問題点があるというが、一番問題点は追加費用についての負担のことがやはり一番やりにくい点だと思ふんです。しかし、これはやはり何と云つても解決しなければならぬ問題です。しますから、その解決のしかたは、これはいろいろあると思ふんです。この解決のしかたは、私の意見を言わねば、やはり国が相当援助してやらなければならぬ問題だと思ふんですよ。そういう点で、まあ必ずしもいいこととはあつてもひとつやつてもらいたい。特にいまや年金制度にスライド制を導入せよという声は、これはもう単なる年金を受給する者の側だけのことでなくて、こういう年金制度そのものを検討している者がだれでもが言うことで、いわばまあ常識なんですね。常識化されている。そうしてまた早急に実現しなければならぬことだと思ひますので、そういう点からいへば、これは既裁定の問題とスライド制の導入という問題はやはりやうなものでございすから、ひとつこの点についても、特にこの弱部面といわれたい私学関係の共済組合、農林と私学はいつでもたかく立ちおくれでというやうなことは、もう例をあげれば幾らもあるわけですから、今度はあまりそういうことにならないやうな配慮をひとつお願いしたいと思ふんです。そういう点でいろいろ御検討をいただくことについてはお願いをしておきます。

それから、この退職年金の受給資格期間を満たした組合員が満六十五歳になったときには、退職していただく退職年金を支給するように改正するということですが、これについては厚生年金の関係ではこういう問題にも触れてはいると思ひますが、これはどういふことになりますか。

○政府委員(齋藤正君) 厚生年金保険の一部改正法におきましては、一般的には六十歳からの受給資格ができるのを六十五歳に達し、しかも二十年の在勤といふことがありますれば八〇%の在職しながらの給付を受けるということが改正になつておつたと思ふのでございす。この問題につきましては、確かに私学共済におきましても六十五歳以上の組合員といふのが五・八%あります。それからその中で、いまの制度で年金の資格発生者といふものが〇・三%だろ、大ざっぱな推定でございす。しかし、それは人数が少なからうといふことをしなくてはならないといふことではある。ろんございせんけれども、現状の段階では占める率といつたしまして少ない。それから一面また公務員共済の年金を受けながら、また老齢者給付とめておられるという方も、これはある程度あるといふやうな事情がございす。こういう方は受給資格という点で欠ける点があるわけがございす。そういうことがございすので、これを直ちに今回の改正の際に、あわせて検討するといふまではないと思ひます。この点につきましても検討をしてみたいと思ひます。

○小林武君 この点については、いまの答弁はいふ前の文部省の態度から見れば後退しているのじやないですか。厚生年金保険法の改正がどうなるかといふことによつて、これを行なうか行なわないか決定するといふやうな意向じやなかったのですか。私は厚生年金法が改正されればこれは大体いけると、こう思つてゐるのですが、そうじやなかったのですか、この理解は。何か答弁もそうじやなかったのですか、この衆議院の段階では。違ひますか。

○政府委員(齋藤正君) 私が申し上げましたのは、今回の改正の際にあわせて検討するには非常に問題が多くて、熟しなかつたといふことを申し上げておるのであります。今後検討するということにつきましては別に後退をしてゐるわけではございせん。ただ、この法案を出すにつきましていろいろな比重といふものは少なかつた、こういうことを申し上げたのでございす。

○小林武君 そうするとあれですね。厚生年金法の改正の問題に、これを取り上げていますから、くどいようですけれどもこれは当然検討の対象になる、こういうことですね。そう理解してよろしいわけですね。――それでは最後に一つお伺ひしたいのですが、今度は監事のことについて何か出されておりますが、私は監事の問題については、前に育英会の問題でも若干意見を述べたおきまして、また同僚の議員の中からもそういう監事の問題については、いろいろな有益な意見の開陳があつたわけでありまして、けつこうだと思ふのですが、なぜ、例の法改正の委員会の中で非常に問題として取り上げた運営審議会、組合の役員並びに運営審議会について、執行機関である役員組織は会議制をたてまゑとする。理事会を構成することとし、運営審議会は学校法人、その教職員、二者構成とし、私立学校の実情に照らし、その総意をあらわすやうな強化拡充する方針で改正をしてもらいたいといふやうなことがこの中で検討されて出ている。それを今度の場合に取り上げないで、監事の問題だけにしたといふことは、これはどういふことだ。これは非常に私には不満なんです。この点はこうやつたら何が悪いのかといふことなんです。発展を阻止するやうな理由があるのかどうか。

○政府委員(齋藤正君) 文部共済、公立共済等、運営審議会は二者構成でございす。しかし、二者構成といふ意味が、一面、雇用主とないし公共団体でありまして、同じ雇用主と言ひましても一種の第三者的要素も加わつてゐるということも考へることができ。形式的には二者構成でございす。それで、私学共済の場合に、私学振興からの、同じ特殊法人からの助成金でありますとか、それから私学共済に特有な都道府県からの助成金とかいふ実態があるわけがございまして、これらの事実に着目いたしまして、現在二十一人のうち学識経験者を三分の一加えた三者構成で、別に現在改めるほどの必要もないではないか、それで特に御不満があるというふうにも私も考へないわけですね。

○小林武君 現在のあれで組合員出身の役員といふのはおりますか。

○政府委員(齋藤正君) 三者構成で二十一名以内、現在二十一名全部でございまして、事業主といふのがすなわち学校法人の経営関係の者、それから組合員の側として教職員、これは七名ずつ。それから学識経験者として七人という構成になります。

○小林武君 教職員から入つてゐるわけですね、七人といふのは。

○政府委員(齋藤正君) さうでございす。

○小林武君 なお、たとへば私は法改正対策委員の名簿を見ても感じたのですが、このメンバーもけつこうなメンバーだと思ひますけれども、この中にもいわゆるわれわれが言う教職員の代表といふのは入つてない、この中に。しかし、出てきた結論については、なかなかよく検討されて、相応しい点数をつけてやつてもいいといふぐらいに思つてゐるのですけれども、この中に、さらにほんとうに働いてゐる者の中から、教職員の代表といふやうなものが入つておつたら面白いと思ふのです。私はいろいろいま理由は述べられましたが、けれども、やっぱりこれはもうすぐ検討していただきたいと思ふのです。一体いまのこういう種類のもの、運営審議会の改組といふことをやらなといふのは、ちよつとやばくさいと思ふのです。これは公立学校の場合でも、何の場合でも行なれておることなんです。だからひとつこの点は十分そういう意向は、使用されてゐる者の側から出た意見といふわけにいかないで、これは全く公平な立場に立つて、むしろそれらの人々たちを含まないやうな団体の中で、いまの私立学校共済組合の発展といふことを考へて、とにかくいままで問題点のあつたこれを、しっかりした基礎を持つたものにしたといふ熱意の上で言つておることでありまして、ひとつあまやうな文部省的な考え方がかりにとらわれないで、やつぱりこれを入れてやるというやうな角度で御検討いただきたいといふことを希望いたします。

ほくの質問はこれで終わります。

○委員長(山下春江君) 他に御発言もなければ、

質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(山下春江君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(山下春江君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山下春江君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

小林委員から発言を求められております。この際これを許します。小林委員。

○小林武君 ただいま可決されました法律案に対して、自民、社会、公明三党の話し合いにより、附帯決議案を提出することになりましたので、便宜上、私から提出をいたしたいと存じます。

まず、附帯決議案を朗読いたします。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

私立学校教育の重要性とその教職員の待遇の実情にかんがみ、政府は昭和四十一年度中に私立学校教職員共済組合の長期給付の補助率を百分の二十に引上げるよう努力すべきである。

本決議案は、案文にもございますように、私学の重要性、私学教職員の待遇の実情等を勘案して、私学年金制度を一そう充実するためには、国の補助率をさらに引き上げることが現下の要務であると考え、政府のこれが実現を強く要望するものであります。

何とぞ御賛成を賜わるようお願いいたします。

○委員長(山下春江君) ただいまの小林委員から提出されました附帯決議案を議題といたします。

ただいまの附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山下春江君) 全会一致と認めます。よって、小林委員提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決しました。押谷文部政務次官から発言を求められましたのでこれを許します。押谷政務次官。

○政府委員(押谷政務次官) ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましては、その御趣旨に沿ひまして、誠意をもって検討の上、努力をいたします。

○委員長(山下春江君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下春江君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

速記とめてください。

〔速記中止〕

○委員長(山下春江君) それでは速記を起こし

委員会は暫時休憩いたします。

午後六時十一分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

五月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願

(第二二四五号)

一、八月十五日を平和の日に制定するの請願

(第二二四六号)

一、愛媛大学の学部改組及び拡充に関する請願

(第二二七〇号)

一、愛媛大学の工学部及び農学部を大学院設置に関する請願(第二二七一号)

一、義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願(第二二七六号)(第二二三八号)(第二二四

〇六号)(第二四九号)

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に関する請願(第二二七七号)(第二二七九号)(第二四〇七号)(第二四六〇号)

一、学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請願(第二二七八号)(第二三三〇号)(第二四〇八号)

一、養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(第二二七九号)(第二三三一号)(第二四〇九号)(第二四六一号)

一、へき地教育振興法の一部改正に関する請願(第二二八〇号)(第二三三二号)(第二四一〇号)

一、すしづめ教室の解消、教職員定数増加のため「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願(第二二八一号)(第二三三三号)(第二四一一号)

一、義務教育における習字教育振興に関する請願(第二二八二号)(第二三三〇号)

一、義務教育学校の管理下における児童生徒の学業災害補償に関する請願(第二三二七号)

一、国民の祝日「海の日」制定に関する請願(第二三二九号)

一、毛筆習字を独立教科目として強化するの請願(第二四二五号)

第二二四五号 昭和四十年四月二十七日受理

戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願(一通)

請願者 東京都千代田区丸の内一ノ一財団

法人日本傷痍軍人会会長 豊嶋房太郎外一名

紹介議員 下村 定君

戦傷病者の子女で高等学校以上への進学者に対し、左記の措置を講ぜられたことの請願。

一、官公立の学校に入学した時は、終戦まで行なわれていたように申請により授業料を免除すること。また、その他の学校に入学した時は、育

英資金に特別措置を講じ、資金の交付または優先的に貸与する方途を講ずること。

理由

一、戦傷病者は、公務傷病による障害によつて稼働能力も低く、経済的にも恵まれなため、子女を高等学校以上の教育機関に入学させて、教育を受けさせることはひじょうに困難であるが、明日への希望の支えであるわが子の教育の重大さを思うとき、戦傷病者なるがゆえに高等学校以上の教育を受けさせることができないことは、親として堪えがたいことである。

二、戦傷病者がわが子の立派な成長をねがう感情は、常人以上のものがあり、戦傷病者自身で遂げ得なかつた夢をわが子に託している心情を察して頂きたい。

第二二四六号 昭和四十年四月二十七日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 長野県松本市長 降旗徳弥

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第六五九号と同じである。

第二二七〇号 昭和四十年四月二十八日受理

愛媛大学の学部改組及び拡充に関する請願

請願者 愛媛県議会議長 松尾武美

紹介議員 堀本 宜実君

愛媛大学文学部を改組して法文学部、理学部及び教養学部を設置し、あわせて教育学部に特設教科(理科)教員養成課程を設置せられたことの請願。

理由

愛媛大学は、昭和二十四年発足以来、社会各般にわたる広い教養と高い学識によつて民主社会に貢献すべき有能な社会人の養成に寄与してきたが、近時社会情勢の急速な進展と瀬戸内海時代を迎えての地域開発の推進に伴い、より高度な専門人の育成とこれに即する施設の拡充が必要となつた。

第三二七二号 昭和四十年四月二十八日受理
愛媛大学工学部及び農学部の大大学院設置に関する
請願
請願者 愛媛県議会議長 松尾武美
紹介議員 堀本 宜実君

愛媛大学は、工学部に大大学院工業研究科及び農学
部に大大学院農学研究科の設置を計画しているが、こ
の際、社会文化の振興と産業開発の推進をいつそ
う完全ならしめるため、その早期実現について格
段の措置を講ぜられるより強く要望するとの請
願。

理由

愛媛大学工学部及び農学部は、発足以来それぞれ
地域における高度の工業教育及び農業教育並びに
両分野における学術研究の中心機関として多くの
優秀な技術者を社会に送り、産業の振興と文化の
向上、さらに地域社会の発展に寄与している。今
や本県における近代産業の発展はめざましいもの
があり、瀬戸内海時代に即応する工業開発が急が
れる一方、農業近代化の総合的推進が強く要請さ
れ、このためにも高度の専門人の養成とこれに
応ずる施設の整備拡充が必要とされるに至つてい
る。

第三二七六号 昭和四十年四月二十八日受理
義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願
(二通)
請願者 福岡県八女郡立花町谷川 大湖八
郎外一名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第三二三八号 昭和四十年四月三十日受理
義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願
(二通)
請願者 三重県亀山市江ヶ室町 久山昇外
二名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第二四〇六号 昭和四十年五月四日受理
義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願
(四通)
請願者 三重県亀山市江ヶ室町四四七 久
山昇外三名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第二四五九号 昭和四十年五月六日受理
義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願
(二通)
請願者 三重県松阪市新座町一、〇三三
遠原和夫外一名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第三二七七号 昭和四十年四月二十八日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数
の標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 三重県上野市土橋二二 谷口勝外
三十名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三五九号と同じである。

第三二二九号 昭和四十年四月三十日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数
の標準に関する法律」の一部改正に関する請願
(二通)
請願者 三重県上野市蓮池七七五 山本銀
一外二名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三五九号と同じである。

第二四〇七号 昭和四十年五月四日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数
の標準に関する法律」の一部改正に関する請願
(四通)
請願者 三重県上野市蓮池七七五 山本銀
一外二名
紹介議員 豊瀬 禎一君

請願者 三重県上野市四十九町一、七四一
ノ一 堀川不二夫外三名
紹介議員 豊瀬 禎一君
この請願の趣旨は、第三五九号と同じである。

第二四六〇号 昭和四十年五月六日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数
の標準に関する法律」の一部改正に関する請願
(二通)
請願者 三重県亀山市西町五二四 白井俊
乗外一名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三五九号と同じである。

第三二七八号 昭和四十年四月二十八日受理
学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請
願(二通)
請願者 広島市観音木町四五三 和泉澄江
外一名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第三三三〇号 昭和四十年四月三十日受理
学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請
願(二通)
請願者 福岡県大川市大字新田 相浦正信
外二名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第二四〇八号 昭和四十年五月四日受理
学校警備員の設置に関する法律案成立に関する請
願(二通)
請願者 長崎県対馬厳原町久和 桐原恵亮
外一名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第五四〇号と同じである。

第三二七九号 昭和四十年四月二十八日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改
正等に関する請願(二通)
請願者 神奈川県平塚市馬入二、八一八
鈴木タカ子外五百二十三名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第三三三一号 昭和四十年四月三十日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改
正等に関する請願(二通)
請願者 佐賀県唐津市桜町 山村和夫外千
三百五十三名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第二四〇九号 昭和四十年五月四日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改
正等に関する請願(四通)
請願者 三重県多気郡勢和村大字古江三三二
四 小林秀造外二千五百八十四名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第二四六一号 昭和四十年五月六日受理
養護教諭を配置するための学校教育法の一部改
正等に関する請願(二通)
請願者 高知市北石町一ノ九九 野口正
十郎外八百九名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第三二八〇号 昭和四十年四月二十八日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する請願(二通)
請願者 広島市千田町一ノ五四九 坂田允
代外一名
紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第二三三三三号 昭和四十年四月三十日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する請願(二通)
請願者 広島市下流川町一 重広淑江外二名

紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第二四一〇号 昭和四十年五月四日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する請願(四通)

請願者 福岡県大牟田市西港町二ノ五一 河野初美外三名

紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第一〇八二号と同じである。

第二二八一号 昭和四十年四月二十八日受理
すしめ教室の解消、教職員定数増加のため「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願(二通)

請願者 広島県甲奴郡土下町 安友弘恵外一名

紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第二三三三三号 昭和四十年四月三十日受理
すしめ教室の解消、教職員定数増加のため「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願(二通)

請願者 福岡県浮羽郡浮羽町千足二丁目 足立敏則外二名

紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第二四一一号 昭和四十年五月四日受理
すしめ教室の解消、教職員定数増加のため「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」改正に関する請願(四通)

請願者 福岡県浮羽郡浮羽町新川 樋口文雄外三名

紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第一二五七号と同じである。

第二二八二二号 昭和四十年四月二十八日受理
義務教育における習字教育振興に関する請願(二通)

請願者 北海道久遠郡大成村字久遠 井田力太郎外二百四十五名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第二三〇一〇号 昭和四十年四月二十八日受理
義務教育における習字教育振興に関する請願

請願者 東京都千代田区田神保町一ノ四〇 社団法人日本書道連盟理事長 豊道慶中

紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

第二三二七号 昭和四十年四月二十八日受理
義務教育学校の管理下における児童生徒の学業災害補償に関する請願

請願者 埼玉県議会議員 丸木清美

紹介議員 上原 正吉君

義務教育学校の管理下における災害については、その必要経費の保護者負担をなくすより、現行災害共済給付制度を抜本的に改められたいとの請願。

理由

文化国家建設を目標としているわが国にとつて、義務教育の内容を充実することはもちろん、児童生徒の災害に対して万全を期することは、もとより重要なことである。現在、義務教育学校の管理下における児童生徒の災害給付は、国家賠償法と日本学校安全会法によつて行われているが、これらの規定では、長期療養に対する必要医療給付の期間は一年で打ち切れ、以後すべてが保護者負担となるため、療養に万全を期することができない状況におかれている。

第二三一九号 昭和四十年四月三十日受理
国民の祝日「海の日」制定に関する請願(二十九通)

請願者 北海道釧路市末広町一ノ一全日本海員組合釧路支部内 松浦慶邦外三十一名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第一九七〇号と同じである。

第二四二五号 昭和四十年五月六日受理
毛筆習字を独立教科目として強化するの請願

請願者 東京都中野区大和町二六〇 国井誠海

紹介議員 北島 教真君

この請願の趣旨は、第一七三八号と同じである。

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願(第二五二三号)

一、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願(第二五一四号)

一、養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(第二五一五号)

一、八月十五日を平和の日に制定するの請願(第二五五二号)(第二五八二二号)

一、札幌市に国立競技場のスキー及びスケート施設設置に関する請願(第二五六三三三三)(第二六八八号)

一、国民の祝日「海の日」制定に関する請願(第二五六七号)

一、二月十一日を建国記念の日とするの請願(第二五八三三三三)

一、毛筆習字を独立教科目として強化するの請願(第二六〇六号)

一、「国民の祝日」に関する法律の一部を改正する法律案」反対に関する請願(第二六二七号)(第二六二八号)(第二六二九号)

一、建国記念日(二月十一日)制定反対に関する請願(第二六八五号)

一、義務教育における習字教育振興に関する請願(第二七一八号)

第二五二三号 昭和四十年五月七日受理
義務教育費国庫負担法の一部改正に関する請願

請願者 三重県松阪市大字大黒田一七四 堀田芳雄

紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第二五一四号 昭和四十年五月七日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市西富田町 堀田長生

紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第五三九号と同じである。

第二五一五号 昭和四十年五月七日受理
養護教諭を必置とするための学校教育法の一部改正等に関する請願(二通)

請願者 熊本県荒尾市中央区東一 永登修外二千四百三十三名

紹介議員 豊瀬 禎一君

この請願の趣旨は、第八三四号と同じである。

第二五五二二号 昭和四十年五月八日受理
八月十五日を平和の日とするの請願

請願者 神戸市長田区天神町二ノ一ノ二二 石橋好成

紹介議員 基 政七君

この請願の趣旨は、第六五九号と同じである。

第二五八二二号 昭和四十年五月十日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 大阪府堺市浜寺石津町中三ノ三三 六 吉田泰蔵

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第六五九号と同じである。

第二五六三号 昭和四十年五月十日受理

札幌市に国立競技場のスキー及びスケート施設設置に関する請願

請願者 札幌市議会議長 斎藤忠雄

紹介議員 西田 信一君

北海道札幌市に国立競技場のスキー及びスケート施設を設置されるよう強く要望するとの請願。

理由

冬季スポーツは、長く冬にとじ込められる道民の生活と結びついて、特に北海道において発展してきたが、全国的隆盛をみせている今日においては、そのメッカともいふべき当地を訪れる愛好家は年を追って急増している。特に、札幌市は、北海道の首都として人口七十五万人を擁し、五年後には九十万人に達するすう勢にあり、その自然的好条件とあいまつて、全国各地から参集する愛好家の集中心となつてゐる。さらに、全日本スキー選手権大会等をはじめ、いくたびか各種国際競技大会の開催地ともなつており、わが国の冬季スポーツ振興に大きく寄与していることは、国内はもとより諸外国にもひとしく認められてゐるところである。それゆゑ、スキー及びスケートの国立競技場の建設をはじめ、札幌市の冬季スポーツ施設を拡充してはしいという強い要望が市民、道民のみならず、冬季スポーツを愛好する全国の人々からほろいとしてわきあがつてゐるが、ばく大な経費を要するこの種施設の拡充は、窮乏した現在の地方財政下においてはきわめて至難なことである。

第二六一八号 昭和四十年五月十日受理

札幌市に国立競技場のスキー及びスケート施設設置に関する請願

請願者 札幌市北一条西四丁目 大橋登吉

外一名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二五六三号と同じである。

第二五六七号 昭和四十年五月十日受理

国民の祝日「海の日」制定に関する請願(八通)

請願者 新潟市沼垂芳原町二丁目全日本海員組合新潟支部内 加悦嘉久外十名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第一九七〇号と同じである。

第二五八三号 昭和四十年五月十日受理

二月十一日を建国記念の日とするの請願(二通)

請願者 徳島県阿南市富岡町あ石二ノ七 吉積政一外千六百五十五名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第八六〇号と同じである。

第二六〇六号 昭和四十年五月十日受理

毛筆習字を独立教科目として強化するの請願

請願者 名古屋市中村区栗野町一ノ九六 岡山四郎

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一七三八号と同じである。

第二六二七号 昭和四十年五月十一日受理

「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案」反対に関する請願

請願者 横浜市金沢区釜利谷一、二八二 小野寺重明外十九名

紹介議員 野坂 参三君

左記理由により「国民の祝日に関する法律の一部改正案」に強く反対であるとの請願。

理由

一、二月十一日を建国の日とすることは、歴史学的に誤りであり、科学的な歴史研究とその成果をふみにじるものである。
二、日本国憲法の精神に反する。
三、正しい歴史教育の基盤を破壊し、誤った歴史観、国家観を国民にうえつける。

第二六二八号 昭和四十年五月十一日受理

「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案」反対に関する請願

「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案」反対に関する請願

請願者 大阪市西成区姫松通一ノ三七 松尾和子外十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二六二七号と同じである。

第二六二九号 昭和四十年五月十一日受理

「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案」反対に関する請願

請願者 埼玉県大宮市大和田町二ノ一九七 柳沼博外十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第二六二七号と同じである。

第二六八五号 昭和四十年五月十一日受理

建国記念日(二月十一日)制定反対に関する請願

請願者 京都市北区出雲路後町三〇 有光 教一外四十四名

紹介議員 藤田 藤太郎君

二月十一日を建国記念日に制定して旧紀元節を復活させることには反対であるとの請願。

理由

二月十一日を建国記念日とすることは考古学よりみて何の科学的根拠もない。これが実現することは国民をあやまつた歴史観に導くおそれがある。

第二七一八号 昭和四十年五月十一日受理

義務教育における習字教育振興に関する請願(三通)

請願者 東京都品川区東大井三ノ二七ノ五 岩谷長右衛門外八十八名

紹介議員 剣木 亨弘君 草葉 隆圓君

この請願の趣旨は、第一八〇八号と同じである。

昭和四十年五月二十四日印刷

昭和四十年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局